

(様式2)

随意契約の結果の公表

浜田河川総合開発事務所

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課（地方機関）の名称	備考
波積ダム定礎式記念礎石製作業務	R3.2.8	藤田緑化産業株式会社	2,998,600	第167条の2第1項第2号	定礎石の製作にあたっては、当該業者が提案した字体である「石匠文字」が知事協議において採用された。この字体は当該業者の独自書体であり、他の業者に発注できない。 また、当該業者は定礎式で埋納する定礎石の納入業者に決定しており、石の入手から製作、納品までの一連の作業を一社で効率的かつ安価に行え、責任の所在が明確になるなどのメリットもある。	浜田河川総合開発事務所	
庁舎6階協議スペース修繕(パーティション設置)	R3.2.10	株式会社 松文オフテック 松江市苧町6	1,320,000	第167条の2第1項第1号	会計規則第66条の表第1号	土木総務課	6/2修正

(注1) 長期継続契約である場合には、契約金額欄には契約総額を記載するとともに、備考欄に長期継続契約である旨及び期間（〇か年）を記載すること。

(注2) 単価契約である場合には、契約金額欄には契約単価（消費税等込み）を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び予定調達総額を記載すること。